

令和2年4月17日
かつらぎ町教育委員会

保護者の皆様へ【臨時休業期間の延長について】

現在、学校については4月26日までの臨時休業となっており、児童はもとより保護者の皆様には、ご理解・ご協力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、県内の感染者数の増加に加え、橋本保健所管内で新たに感染者が確認されるなど、依然として予断を許さない状況にあります。また、和歌山県教育委員会から5月6日まで、学校を臨時休業とするよう要請があったところです。

これらのことから、対策本部会議において検討・協議の結果、隣接市町や大阪府の状況等を踏まえ、学校の臨時休業を5月6日まで延長することを決定し、以下の通り対応してまいりますので、児童はもとより保護者の皆様にはまことにご迷惑・ご負担をおかけすることになりますが、何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況等を踏まえて、休業期間等については変更することがあります。

記

1 学校の休業期間の延長等について

※ 休業期間 令和2年5月6日（水）まで

登校日 4月21日（火）午前中のみ登校（詳細は学校にご確認ください。）
4月28日（火）午前中のみ登校（詳細は学校にご確認ください。）

2 休業期間中（土日祝日は除く。）で、保護者の方がどうしても仕事を休めない場合等で、自宅等で一人で過ごすことができない児童については、学校において通常の授業時間内でお預かりしますので、学校にご相談ください。なお、昼食（弁当）については、各ご家庭でご持参くださるようお願いいたします。

また、お子さんをお預けになる場合は、検温状況並びに体調等を必ず学校にお伝えください。

3 スクールバスの運行について

普段スクールバスを利用されていて、臨時休業中に学校に児童を預ける場合で、スクールバスの利用を希望される方は、学校にご連絡ください。

- ・登校便については、通常の通学時間
- ・帰宅便については、通常時の第1便のみ
- ・利用希望がない場合は運休します。

4 休業期間中の児童へ対応

学校では、児童の健康状態や学習状況等の把握のため、ご家庭と連携を取りながら対応します。

5 休業期間中は、不要不急の外出は控えていただき、3つの条件（換気の悪い密閉空間・多くの人々が密集・近距離での会話）を回避できない場所への出入りは行わないようお願いいたします。